

高槻ワーキングニュース

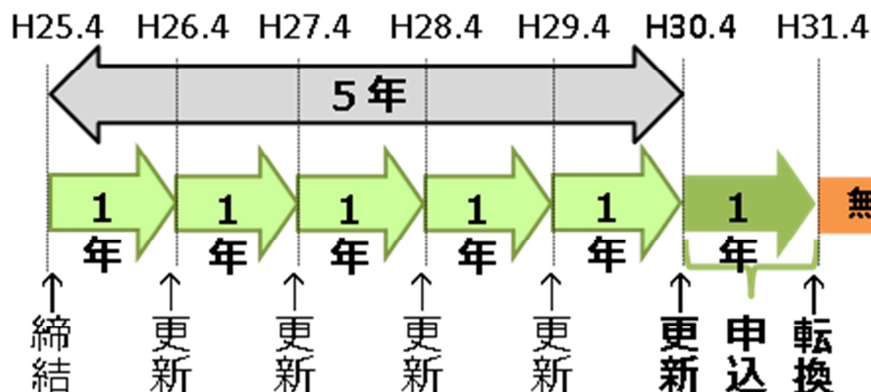
ご存知ですか？無期転換ルール

有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換できる、いわゆる「無期転換ルール（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）」により、平成30年4月以降多くの有期契約労働者に無期転換申込権が発生すると見込まれます。それまでに無期転換制度の導入を進めましょう。

「無期転換ルール」とは？

- 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。
- 無期転換後の労働条件は、別段の定めがない限り無期転換前と同一となります。
- 定年など、有期契約労働者には通常適用されない労働条件を無期転換後の労働条件とする必要がある場合には、あらかじめ就業規則、個々の労働契約によりその内容を明確化しておく必要があります。

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



●問合せ・相談 大阪労働局雇用環境・均等部(指導課) TEL：06-6949-6494

非正規雇用の労働者のキャリアアップに、助成金を活用してみませんか

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用等への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です（無期雇用へ転換する場合、平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が4年未満の者に限ります）。

詳しくは、大阪労働局助成金センターにお問合わせください。（電話06-7669-8900）

～ 急 が ば 学 べ ～
ハロートレーニング（公的職業訓練）のご案内

【ハロートレーニング（公的職業訓練とは）】

- 求職者の方が就職に必要な職業スキルや知識を習得するために、無料（テキスト代等は自己負担）で受けられる訓練です。
- 訓練の内容は、金属加工、電気設備、介護サービス、情報処理などさまざまです。
- 高等学校卒業者や在職者を対象とした訓練（有料）もあります。



LINE で職業訓練の情報を発信しています。

下記の ID 検索から、
お友だち登録が出来ます。
ID : @kunren-osaka



雇用保険を受給できない方のうち、一定の要件を満たす方には、訓練受講期間中、職業訓練受講給付金（月10万円+通所手当+寄宿手当）が支給されます！

●問合せ・相談 ハローワーク茨木 TEL:072-623-2551（部門コード43#）

サブロク
確認しましょう！！36協定※時間外労働・休日労働協定

36(サブロク)協定とは？

労働基準法第36条において、時間外労働・休日労働をさせるためには、事前に「時間外労働・休日労働協定(通称：36協定)」を労使間※1で締結し、労働基準監督署長に届ける必要があると定められています。36協定は事業場毎に締結するので、自身の残業等についての取り決めを調べたい場合は、職場の36協定をチェックしましょう※2！

※1 使用者と、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、ない場合は労働者の過半数を代表する者で締結します

※2 使用者には職場で周知する義務があります(労働基準法第106条、労働基準法施行規則第52条の2)

36協定で定める延長時間を超えて残業等をさせた場合、**法律違反**となります。すぐにお近くの労働基準監督署までご相談下さい！！



●問合せ・相談 茨木労働基準監督署（監督課） TEL:072-604-5308

「母性健康管理指導事項連絡カード」の積極的な活用を！

～職場における母性健康管理を推進しましょう～

「母性健康管理指導事項連絡カード」とは

男女雇用機会均等法 13 条では妊娠中や出産後の女性が医師や助産婦（以下、主治医等）に指導を受けた場合、指導事項を守れるように事業主は必要な措置を行う義務を定めています。「母性健康管理指導事項連絡カード」（以下、母健連絡カード）は妊産婦が主治医等から受けた指導事項を事業主に的確に伝えることを目的としたカードです。事業主は、女性労働者から「母健連絡カード」が提出されたときには指導事項に応じて適切な措置を講じなければなりません。

「母性健康管理指導事項連絡カード」に記載される主な指導事項

「母健連絡カード」には妊娠中や出産後に現れやすい症状とそれぞれの標準措置（勤務時間の短縮や休業など）が記載され、主治医等が該当する症状に○をつける形式となっています。「母健連絡カード」に記載された主な症状や病気は、つわりや切迫流産、また妊娠高血圧症候群や静脈瘤などです。

さらに、標準措置が必要な期間、あるいは通勤緩和や休憩に関する措置など該当する項目について主治医等が記入し、女性労働者にカードを発行します。

「母健連絡カード」は、高槻市を始めほとんどの自治体の母子健康手帳の中に記載されています。また、市内保健センター窓口でも配布しています。さらに、厚生労働省のホームページ（<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/hourei/20000401-25-1.htm>）からダウンロードして利用することも可能です。

「母性健康管理指導事項連絡カード」の使い方

「母健連絡カード」は母子健康手帳の中にあります！



「母健連絡カード」は次のように活用します。

①【女性労働者】が妊娠中及び出産後、主治医等を受診 → ②通勤緩和や休憩に関する措置などが必要であると指導を受けたとき、【主治医等】に母健連絡カードに必要な事項を記入して発行してもらう → ③【女性労働者】が事業主に母健連絡カードを提出して措置申出（→ ④【事業主】が母健連絡カードの記入事項にしたがって時差通勤や休憩時間の延長などの措置を講じる、という流れです。



●問合せ・相談 大阪労働局雇用環境・均等部 TEL：06-6941-8940

一人で悩まず相談を！労働相談のお知らせ（高槻市）

高槻市労働相談では、労働者または事業主・人事労務担当者が直面している労働に関するトラブルや疑問などについて、専門の労働相談員が適切なアドバイスを行い、解決をお手伝いします。一人で悩まずどうぞお気軽にご相談ください。

労働相談

- 相談日：毎月第1・第3・第5火曜日、毎週木曜日
（休祝日及び12月29日～1月3日は休み）
- 相談時間：午後1時～午後5時まで（受付は午後4時まで）
- 場所：クロスパル高槻（総合市民交流センター）5階
ワークサポートたかつき内 相談室

夜間労働相談

- 相談日：毎月第2・第4火曜日（休祝日及び12月29日～1月3日は休み）
- 相談時間：午後5時～午後9時（受付は午後8時まで）
- 場所：クロスパル高槻（総合市民交流センター）4階 第5会議室

●問合せ・予約申込 産業振興課 電話：072-674-7411 まで

6月は就職差別撤廃月間です（大阪府） ～しない させない 就職差別～

大阪府では、毎年6月を「就職差別撤廃月間」とし、ハローワークや市町村、大阪企業人権協議会などの関係機関と連携して、様々な啓発事業に取り組んでいます。応募者の基本的人権を尊重し、就職の機会均等を保障することの大切さについて、皆様のご理解をお願いいたします。

【就職差別110番】

大阪府商工労働部雇用推進室では、月間中の下記の期間、採用面接時等の差別について、相談、関係機関の紹介等を行います。

- 電話：06-6210-9518
（6/14（水）～16（金）10時～18時）
- E-mail：rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp
（Eメールでの相談受付は6月中随時）



※本市では、「就職差別撤廃月間」にJR高槻駅前
街頭啓発キャンペーンを実施する予定です。

～次回のワーキングニュースは平成29年6月23日発行予定です～